

○近江八幡市道路の掘削及び復旧要綱

平成28年6月1日

告示第130号

改正 令和3年3月30日告示第77号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市道路占用規則（平成22年近江八幡市規則第165号）第8条第2項の規定に基づき道路占用等により占用者等が近江八幡市（以下「道路管理者」という。）の管理する道路を掘削し、及び復旧する工事等を施工するに当たり遵守すべき事項について定めるものとする。

(令3告示77・一部改正)

(瑕疵担保)

第2条 占用者等は、路面復旧工事を完工し、かつ、完了届を提出した日から2年以内に占用者等の施工した工事の瑕疵が原因で道路が損傷した場合は、道路管理者の指示に従い占用者等の負担において直ちに補修しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、占用者等は、占用物件等の工事に瑕疵があり、かつ、当該瑕疵が原因で道路が損傷した場合は、当該占用物件等の存続する間、道路管理者の指示に従って道路を補修する責任を負うものとする。

(令3告示77・一部改正)

(第三者に与えた損害)

第3条 占用者等の工事の瑕疵により他の占用者若しくは第三者に損害を与えたとき又は紛争が生じたときは、占用者等の責任において全て解決するものとする。

(工事の施工)

第4条 占用者等は、工事の施工に当たっては、この要綱に記載した事項のほか、滋賀県一般土木工事等共通仕様書、滋賀県一般土木工事等共通仕様書付則及び各種関係法令基準（以下「仕様書等」という。）によらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、占用者等は、施工について疑義が生じたときは、速やかに道路管理者と協議しなければならない。

(令3告示77・一部改正)

(安全対策)

第5条 占有者等は、工事の施工に当たっては保安施設等を適切に配置し、交通の安全確保に万全を期さなければならない。

2 占有者等は、工事に先立ち道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条の規定による道路の使用許可を受けるとともに関係機関と協議の上、事故発生時の連絡機関及び応急処置系統図（以下「応急系統図」という。）を作成し、許可申請書に添付しなければならない。

3 占有者等は、万が一事故等が発生した場合は、応急系統図に基づき直ちに所轄警察署長、道路管理者その他関係機関に連絡するとともに、事故現場等における交通の安全確保に努めなければならない。

(令3告示77・一部改正)

(他の占有者等との協議調整)

第6条 占有者等は、工事を行うに当たり影響を来す可能性のある占有物の管理者等と協議調整を行い、必要に応じてそれらの物件の保全に努めなければならない。

(写真撮影)

第7条 占有者等は、掘削工事着手前における現場の状況、完工後外部から視認できない箇所及び工事の重要な段階における作業状況を撮影し、道路管理者に完了届と共に提出しなければならない。

(令3告示77・一部改正)

第2章 掘削

(掘削)

第8条 占有者等は、工事の着工に当たっては道路管理者に着工届を提出するものとし、掘削は次に掲げる事項を遵守し、施工しなければならない。ただし、同一の工事に対し他法令等で着工届を提出する場合は、これを兼ねることができるものとする。

(1) 掘削するに当たっては、必要に応じ土留工を施すなど、関係法令を遵守しながら安全かつ確実に施工しなければならない。

- (2) 掘削に先立ち、地下構造物及び地下埋設物の調査を行い、それらに悪影響を来さないよう適切に施工しなければならない。この場合において、必要に応じてそれらの管理者と協議又は調整を行い、立会いを求めなければならない。
- (3) 掘削の範囲は、交通の開放を勘案した範囲にとどめなければならない。
- (4) コンクリート舗装及びアスファルト舗装の切断は、それぞれに応じた機材を用いて作業を行い、余分な範囲に影響を来さないよう努めなければならない。
- (5) 掘削は丁寧に行い、掘削土砂等は直ちに搬出しなければならない。ただし、再使用に十分耐え得るものは、交通上支障のない場所に整理堆積し、埋戻しに使用することができる。
- (6) 軟弱地盤又は湧水地帯での掘削に際して水替えを行う場合は、その排水先に十分注意し、公共用水域の汚濁を招くことのないよう努めなければならない。
- (7) 掘削に際しては、沿道土地利用者の道路への出入りに支障を来さないよう措置を講じなければならない。
- (8) 道路の平面交差部は、原則として非開削工法の採用等を検討し、交通への悪影響を低減するよう努めなければならない。

(令3告示77・一部改正)

第3章 埋戻し

(埋戻しの時期)

第9条 占有者等は、掘削部を即日埋め戻して復旧を行い、交通の開放を図らなければならない。ただし、非開削工法での立坑などで掘削状態を継続する場合は、交通規制について公安委員会等との協議を経た上で第5条の規定による保安施設等を適切に設置し、交通の安全確保に万全を期すとともに、有事の際の体制を整えておかななければならない。

(埋戻しの施工)

第10条 占有者等は、工事箇所が後日沈下することのないよう仕様書等に基づき適切かつ確実に埋め戻すとともに、路面を清浄に仕上げなければならない。

2 占有者等は、特に土留工を施工した場合の埋戻しにおいて、土留工の撤去に伴う沈下を防止する措置を講じなければならない。

3 占有者等は、埋戻しの施工状態について、仕様書等に基づく管理結果を道路管理者へ提出しなければならない。

第4章 舗装復旧

(仮復旧)

第11条 占有者等は、掘削した部分を原則として加熱アスファルト合材により仮復旧し、交通開放しなければならない。ただし、砂利道又は歩道等において道路管理者の承認を得たものについては、埋戻し完了後直ちに本復旧できるものとする。

(仮復旧の時期)

第12条 仮復旧は、占有者等において埋戻し完了後直ちに施工しなければならない。この場合において、占有者等は、必ず区画線及び道路標示について同時に施工し、これらの完了後に交通開放するものとする。

(令3告示77・一部改正)

(仮復旧路面の維持)

第13条 占有者等は、本復旧工事施工までの間は常に仮復旧箇所を巡回し、路面の沈下その他不良箇所等が生じたときは直ちに修復しなければならない。

第14条 占有者等の管理期間中に陥没の予兆が確認された場合は、舗装面の補修を行うとともに、道路管理者へ連絡し、必要に応じ陥没原因の調査等を行わなければならない。

第5章 本復旧

(本復旧の方法)

第15条 本復旧工事は、工事前の路面の強度及び機能と同等以上の路面に復旧するものとし、本章の定めるところにより施工するものとする。

(路面復旧工法)

第16条 路面復旧工事は、機械施工を原則とし、路面復旧標準断面図(別表第1)により施工することを基本とする。ただし、道路改良の設計断面が判明している場合は、その舗装断面で復旧する。

第17条 路面復旧(埋戻し及び仮復旧を含む。)材料の品質及び配合は、別表第2に掲げるものを標準とする。

第18条 占有者等は、掘削時に現場地盤が軟弱地盤、有機質土、ヘドロ等の不良地盤であることが判明した場合は、道路管理者と協議し指示を受けなければならない。

(本復旧範囲の決定)

第19条 本復旧する範囲は、掘削部分に影響範囲を加えたものとし、原則として路面復旧影響範囲査定基準図(別表第3)に基づき決定するものとする。ただし、本復旧範囲以外に明らかに掘削の影響による亀裂、沈下等の異常が路面に生じている場合又は工事による損傷個所が存在する場合はその箇所も本復旧範囲に加えるものとし、別表第3に定めのない場合は占有者等と道路管理者が協議の上決定するものとする。

(令3告示77・全改)

(本復旧工事の施工業者)

第20条 占有者等は、本復旧工事を施工するに際しては、原則として舗装工事に係る近江八幡市建設工事等入札参加資格を有するものでなければならない。

(本復旧の時期)

第21条 仮復旧工事を行わない本復旧工事は、事前に道路管理者の承認を得て埋戻し完了後直ちに施工しなければならない。

第22条 仮復旧工事を行った場合の本復旧工事は、3か月以上の自然転圧期間を経た後速やかに施工しなければならない。この場合において、本復旧の施工期限は、仮復旧工事の完了後概ね6か月以内とし、これを過ぎる場合は道路管理者の承諾を得なければならない。

(令3告示77・全改)

(切込み砕石路盤及び粒度調整砕石路盤)

第23条 切込み砕石路盤及び粒度調整砕石路盤の復旧については、仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

(アスファルトコンクリート基層及び表層)

第24条 基層及び表層用加熱アスファルト混合物による復旧については、仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

第25条 継ぎ目は、十分に締め固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。

この場合において、既に舗装した端部が十分締め固められていないとき又は亀裂が多いときは、その部分を切り取ってから隣接部を施工するものとし、特に基層と表層の継ぎ目が同一箇所とならざるを得ないときは、クラックシールを施すなどの方法により路面からの浸水が生じないように施工しなければならない。

(令3告示77・全改)

(コンクリート舗装)

第26条 車道のセメントコンクリート舗装による復旧については、仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

(砂利道の施工)

第27条 砂利道の復旧については、施工箇所の実情により道路管理者が別途指示するものとする。

(歩道舗装の施工)

第28条 歩道舗装の復旧については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより施工しなければならない。

(1) アスファルト舗装の場合 アスファルト混合物による復旧については、仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

(2) コンクリートブロック舗装の場合 コンクリートブロック舗装による復旧については、仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。この場合において、既存のコンクリートブロックで破損していないものは市長の承認を得て付着したモルタルを丁寧に取り除き使用できるものとし、その他は全てJIS規格の製品を使用するものとする。

(3) 現場打ちコンクリート舗装の場合 仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

(令3告示77・一部改正)

(工事中の指示)

第29条 占有者等は、工事施工中は特に道路管理者との連絡を密にし、道路管理者が現場において施工中随時必要と認める検査をするときは、これを拒むことはできない。この場合において、占有者等は、検査に必要な材料、器具及び労力は遅滞な

く準備し、不良な材料の取替え、仕上がり厚さの不足等による打替えその他の処理については、遅滞なく道路管理者の指示に従わなければならない。

(令3告示77・一部改正)

(完了届)

第30条 占有者等は、本復旧工事又は仮復旧工事完了後、速やかに完了届を道路管理者に提出するものとする。ただし、同一の工事に対し他法令等で完了届を提出する場合は、これを兼ねることができるものとする。

2 道路管理者は、前項の完了届を受理した場合において、当該工事に係る指摘事項があるときは、手直しを命ずるものとする。この場合において、占有者等は、速やかに手直し工事を行い、再度完了届を提出しなければならない。

(令3告示77・一部改正)

付 則

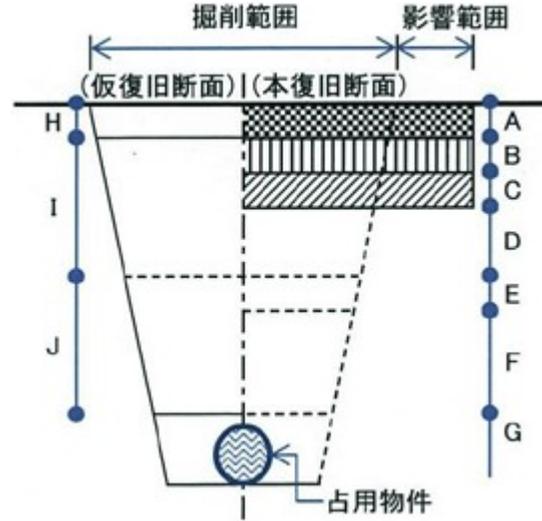
この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (令和3年告示第77号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

【a】 仮復旧工法

記号	名称	材料・工法
H	表層	密粒度As(最大粒径13mm)
I	路盤	クラッシャーラン 修正CBR \geq 30
J	路床	良質土(切込碎石、山土等)
G	路体	締固め可能土



【b】 本復旧工法

記号	名称	材料・工法
A	表層	車道：密粒度As(最大粒径13mm。ただし、2号工以降は、20mm)
		歩道7号：細粒度As(最大粒径13mm)
		歩道8号：開粒度As(最大粒径13mm)
B	基層	粗粒度As(最大粒径20mm)
C	上層路盤	粒度調整碎石 修正CBR \geq 80
D	下層路盤	クラッシャーラン 修正CBR \geq 30
E	フィルター層	砂 0.074mmふるい通過量6%以下
F	路床	良質土(切込碎石、山土等) 修正CBR \geq 20
G	路体	締固め可能土

大型車交通量等による舗装種別の区分

種別	大型車交通量(台/日・方向)
1号	T<250又は一般市道
2号	250 \leq T<1,000又は旧県道・幹線道路
3号	1,000 \leq T<3,000
4号	3,000 \leq T

【c】 仮復旧工事・本復旧工事 寸法表(上記基本図による)

種別	復旧工法	道路現況	仮復旧(単位：cm)				本復旧(単位：cm)								
			記号	H	I	J	H+I+J	A	B	A+B	C	D	C+D	E	F
A号	1号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	32.0	85.0以上	120.0以上	5.0	—	5.0	15.0	15.0	30.0	—	85.0以上	120.0以上
	2号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	37.0	80.0以上	120.0以上	5.0	5.0	10.0	15.0	15.0	30.0	—	80.0以上	120.0以上
	3号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	52.0	65.0以上	120.0以上	5.0	10.0	15.0	10.0	30.0	40.0	—	65.0以上	120.0以上
	4号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	72.0	100.0以上	175.0以上	5.0	20.0	25.0	15.0	35.0	50.0	—	100.0以上	175.0以上
	5号	セメントコンクリート舗装	3.0	37.0	80.0以上	120.0以上	施工箇所の実情に合わせ別途協議								
	6号	砂利道					—	—	—	—	—	20.0	—	100.0以上	120.0以上
	7号	歩道(アスファルトコンクリート)					3.0	—	3.0	—	10.0	10.0	—	47.0以上	60.0以上
	8号	歩道(透水性アスファルトコンクリート)					3.0	—	3.0	—	10.0	10.0	5.0	42.0以上	60.0以上
	9号	歩道(歩板材舗装…タイル・平板等)					施工箇所の実情に合わせ別途協議								

付記1 この表に示した復旧断面は標準であり、地質又は道路の構造等により例外もある。そのような場合は道路管理者の指示する断面にて復旧すること。

- 歩道舗装の復旧は次の場合に8号(透水性舗装)を用いることとする。①既存舗装が透水性舗装の場合 ②既存舗装の種別にかかわらず、歩道全幅を復旧する場合
- 現況車道が排水性舗装の場合の本復旧断面は、表層は開粒度As、また基層は密粒度Asとし、断面構成については別途指示する。
- 占用物件が下層路盤の下面から1.0mよりも浅い位置となる場合は、所定の路床が構成できないことから、別途協議する。
- 仮復旧の際の表層(H)は道路の交通事情により上表よりも厚くすることができる。
- 路床に用いる良質土の目安は修正CBR20以上とするが、個別の計算により設計CBR6以上が確保できる場合はこの限りではない。

別表第2（第17条関係）

路面復旧材料の品質及び規格

1 砕石及びアスファルト混合物の規格

路面復旧に用いる砕石及びアスファルト混合物は、仕様書等の定めるところによる。

2 埋戻し土の規格

埋戻しに用いる土砂については、路床、路体の別により、以下のとおりとする。

（1） 路床土

- ・路盤下面より1.0mの範囲を路床と考え、ここに埋め戻す土砂は設計CBR6以上を確保できるよう、良質土を用いるか若しくは改良を施さなければならない。
- ・良質土の目安は修正CBR20以上とするが、個別の計算により設計CBR6以上が確保できる場合はこの限りではない。
- ・道路改良工事で既に路床に良質土が施工されている場合は、これを用いてよい。
- ・現場発生土が良好な場合は、試験等により品質を確認し、舗装断面の設計検討を行って道路管理者に協議し、承諾を得た場合はこれを用いることができる。
- ・セメント等により改良を施す場合は、施工方法や改良の程度を計算の上で、道路管理者に協議し、承諾を得なければならない。なお、その場合は地下水等の環境への影響も十分に検討し、所定の検査等を行わなければならない。

（2） 路体土

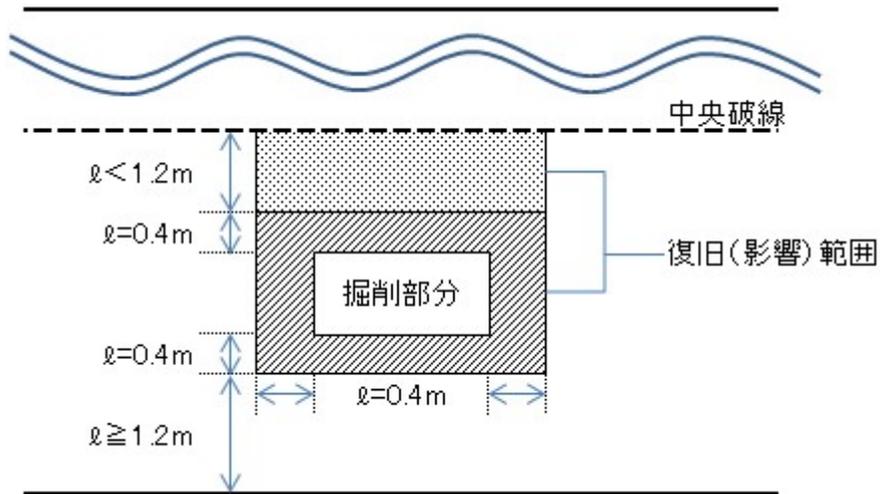
- ・路盤下面より1.0mの範囲を路床と考え、それ以深を路体とする。
- ・路体に用いる土砂は設計CBR6以上を確保できるよう、締固めに適した土砂を用いるか、改良を施さなければならない。
- ・現場発生土を用いる場合は、道路管理者の承諾を得なければならない。

（3） 現場地盤改良時の対応

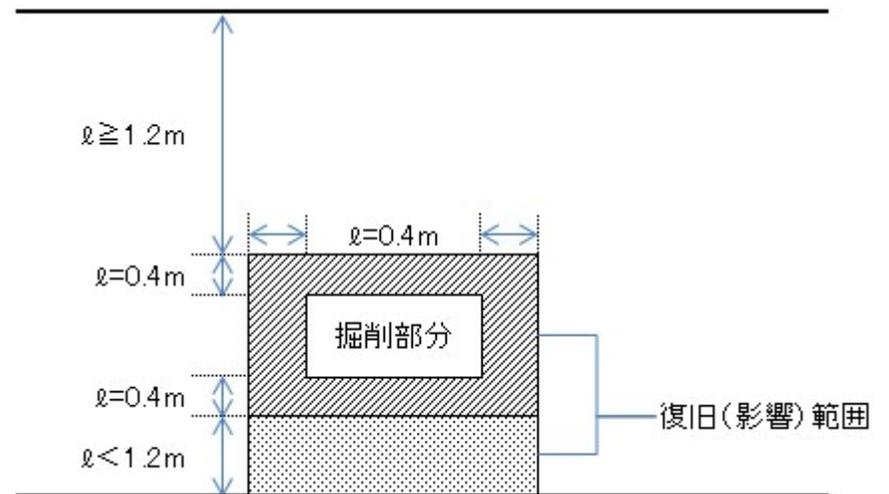
- ・現場地盤が軟弱土、有機質土、ヘドロ等の不良地盤である場合は、個別に道路管理者に協議し、復旧工法の指示を受けなければならない。

路面復旧影響範囲査定基準図

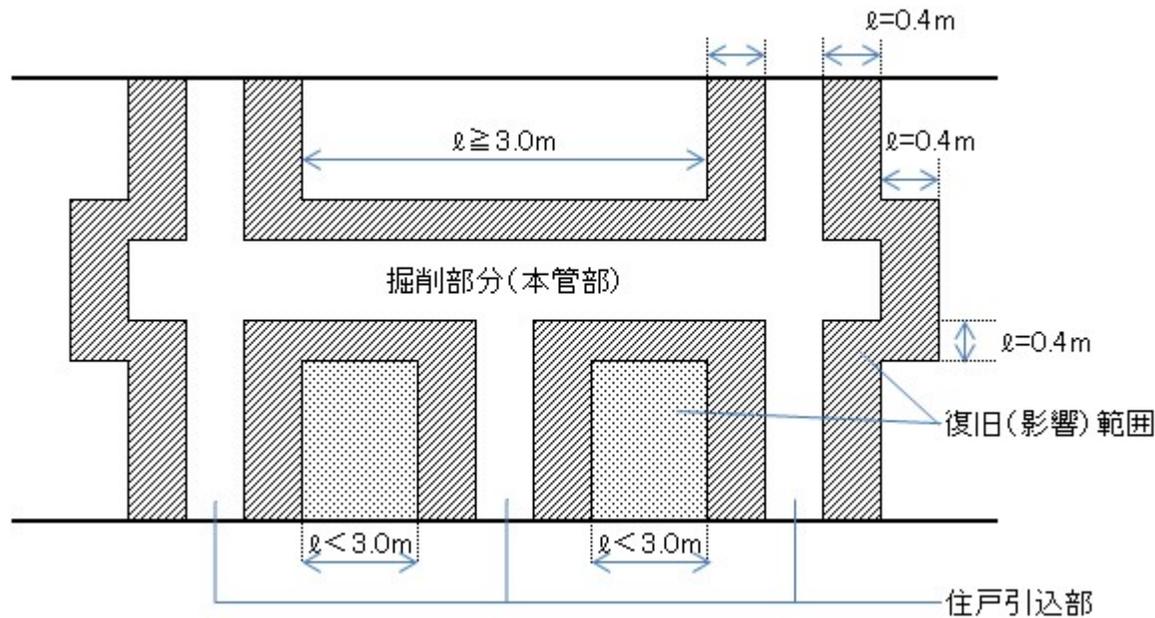
a. アスファルト舗装(車道2車線)



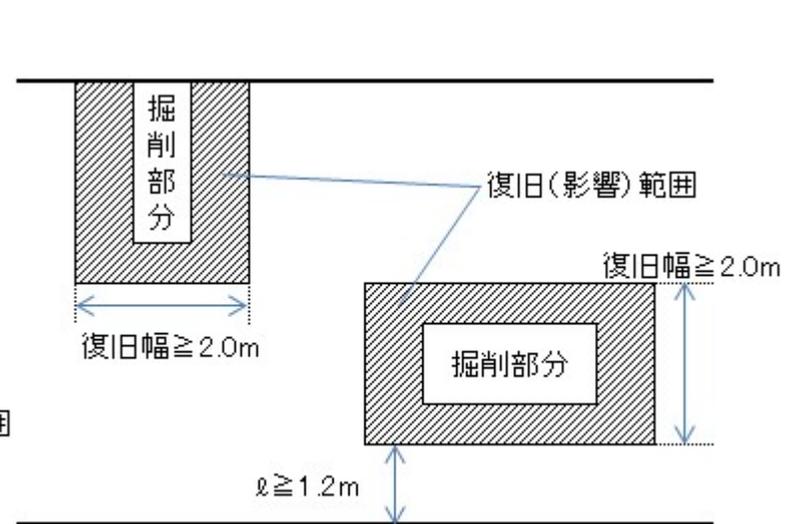
b. アスファルト舗装(車道1車線)



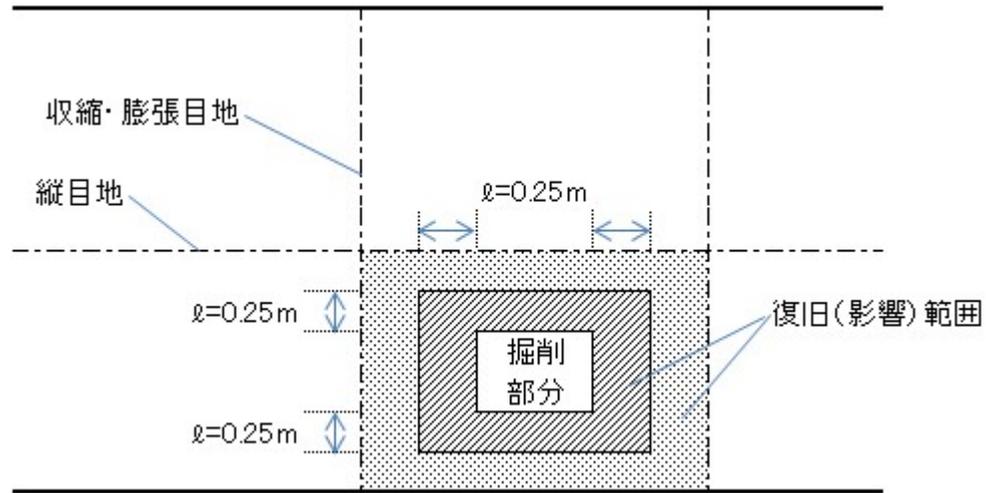
c. アスファルト舗装



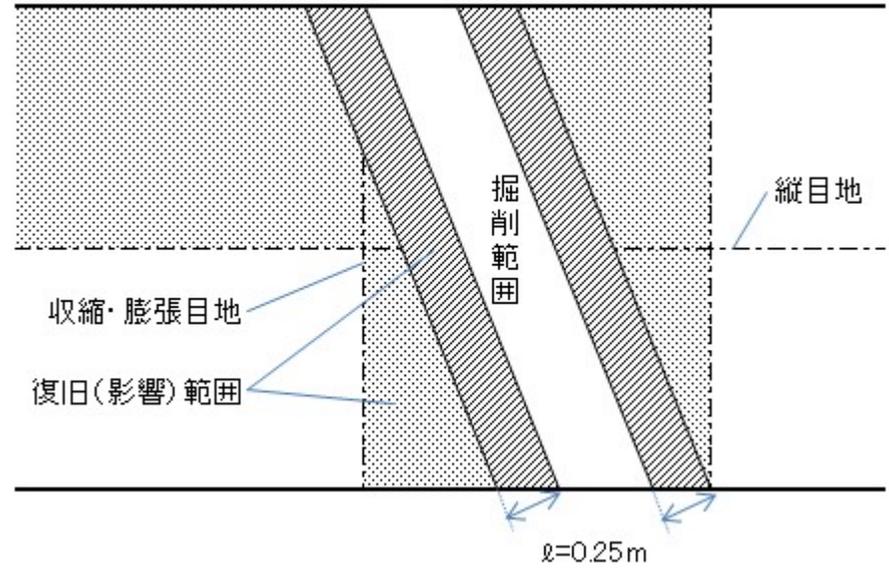
d. アスファルト舗装



e. セメントコンクリート舗装



f. セメントコンクリート舗装



- ※1 a～fにおける仮復旧範囲は、掘削部分及び斜線部分であり、本復旧範囲は仮復旧範囲に灰色着色部分を足した範囲である。
- ※2 目地間隔の大きいコンクリート舗装の場合における復旧範囲については、道路縦断方向の縦目地がある場合は、f図を参考に縦目地までの道路幅員を1とし、1/2を一つの単位とした舗装版を仮想し、それにより区切った舗装版単位で本復旧を行うものとする。